

身近にこんなトラブルが!  
かながわ消費生活

# 注意・警戒情報

知っていますか?

## 通信販売に「クーリング・オフ」はありません!!

サイズが合わなかった...  
クーリング・オフすればいいか!



### 事例

大手通販サイトで照明器具を購入した。しかし、サイズが合わなかったため、返品したいと通信販売事業者に伝えたが、規約に記載のとおり返品は受け付けられないと言われた。クーリング・オフ制度があり返品できるはずだ。

### アドバイス



## 契約する前に、事業者の定めている「返品特約」を必ず確認しましょう!

- ◆ 通信販売とは、新聞、テレビ、カタログ、インターネットホームページ等の広告を見て、消費者の側から郵便や電話、電子メール等の通信手段により、商品購入の契約の申込みを事業者に行うものです。
- ◆ 通信販売には「クーリング・オフ制度」は適用されないため、自己都合による返品については、事業者が定めた返品特約に従うことになります。返品特約については、通信販売事業者の多くはインターネットのサイトに記載しているので、契約する前に必ず確認しましょう。
- ◆ 返品特約の表示がない場合には、商品を受け取った日から8日間は購入者が送料を負担して返品することができます。
- ◆ わからないことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

買う前に返品特約を必ず確認ニャ!



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)



# あきらめないで！悩まないで！ ～家計・お金に係る特別相談会～



弁護士、司法書士、ファイナンシャルプランナーなどが、多重債務や住宅ローン等お金のやりくりでお悩みの方の相談について、債務整理の方法や生活再建支援のアドバイスを無料で行います。借金返済のために借金をしている方や債務整理などでお悩みの方、この機会に是非ご相談ください！

## 日程等

	日時	開催地	会場(所在地)	定員	相談員	予約申し込み先(電話)
1	11/27(火) 13:00～16:00	横浜市	横浜市役所1階 市民相談室 (横浜市中区港町1-1)	6	弁護士	市民局広聴相談課市民相談室 (045-671-2306)
2	11/27(火) 13:00～16:00	小田原市	法テラス小田原 (小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5階)	4	弁護士・生活支援相談員 (※1・2)	かながわ中央消費生活センター (045-312-1121 内線 2651)
3	11/29(木) 13:00～16:30	相模原市	相模原市北消費生活センター (相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもとイオン橋本店6階)	4	弁護士	相模原市消費生活総合センター (042-776-2511)
4	11/30(金) 10:00～16:00	寒川町	寒川町役場 本庁舎2階 町民相談室(*受付)、小会議室 (高座郡寒川町宮山165)	5	弁護士・生活支援相談員 (※1・2)	町民窓口課 (0467-74-1111 内線 254)
5	11/30(金) 13:00～16:00	厚木市	ハローワーク厚木 2階会議室 (厚木市寿町3-7-10)	4	弁護士・生活支援相談員 (※1・2)	かながわ中央消費生活センター (045-312-1121 内線 2651)
6	12/1(土) 13:00～16:00	秦野市	秦野市 東海大学前駅連絡所 (秦野市南矢名1-1-1)	4	認定司法書士・ 生活支援相談員(※1)	市民相談人権課 (0463-82-5128)
7	12/5(水) 13:30～16:00	鎌倉市	鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室 (鎌倉市御成町18-10)	4	弁護士	市民相談課 消費生活担当 (0467-23-3000 内線 2358)
8	12/5(水) 10:00～16:00	伊勢原市	伊勢原市役所1階 市民相談室 (伊勢原市田中348)	5	弁護士・生活支援相談員 (※1)	人権・広聴相談課 広聴相談係 (0463-94-4711 内線 1163)
9	12/6(木) 13:00～16:30	相模原市	相模原市北消費生活センター (相模原市緑区橋本6-2-1 シティプラザはしもとイオン橋本店6階)	8	弁護士又は 認定司法書士	相模原市消費生活総合センター (042-776-2511)
10	12/8(土) 13:00～16:00	松田町	松田町民文化センター (足柄上郡松田町松田惣領2078)	4	弁護士・生活支援相談員 (※1・2)	松田町 観光経済課 (0463-83-1228)
11	12/11(火) 13:00～16:00	横浜市	横浜市役所1階 市民相談室 (横浜市中区港町1-1)	6	弁護士	市民局広聴相談課市民相談室 (045-671-2306)
12	12/11(火) 13:00～16:00	平塚市	平塚市役所 本館 市民相談室 (平塚市浅間町9-1) *受付は5階市民情報・相談課	4	認定司法書士・ 生活支援相談員(※1)	市民情報・相談課 (0463-21-8764)
13	12/14(金) 13:00～16:00	川崎市	川崎市消費者行政センター (川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階)	4	弁護士・生活支援相談員 (※1)	川崎市消費者行政センター (044-200-2263)
14	12/19(水) 10:00～16:00	松田町	松田町民文化センター (足柄上郡松田町松田惣領2078)	6	弁護士・生活支援相談員 (※1・2)	かながわ中央消費生活センター (045-312-1121 内線 2651)

※1：生活クラブ生活協同組合、※2：社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

- 11/27(火)及び12/11(火)の横浜市役所の会場では、法律相談のみ25分以内で、生活再建支援相談の実施はありません。
- 11/29(木)及び12/6(木)の相模原市北消費生活センターの会場では、法律相談のみ40分以内で、生活再建支援相談の実施はありません。
- 12/5(水)の鎌倉市役所の会場では、法律相談のみで、生活再建支援相談の実施はありません。
- 11/30(金)の寒川町役場及び12/5(水)の伊勢原市役所の会場では、昼休みの時間があります。
- 12/19(水)の松田町民文化センターの会場では、法律相談は午後から実施します。

- ◆ 法律相談、生活再建支援相談の時間は、それぞれ30分以内です。
- ◆ 来場の際の持ち物
  - ① 本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)
  - ② 債務の状況がわかるもの(契約書、領収書など)
  - ③ 収入状況、財産状況がわかるもの(源泉徴収票、給与明細書など)

【お問合せ先】かながわ中央消費生活センター 電話 045-312-1121 (内線) 2651



困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう